

「第7回 資産運用業強化委員会」議事要旨
平成29年5月30日(火) 15:00 ~ 16:00
於：投資信託協会

報告内容

1. 「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」の検討内容について

議事内容

1. 資産運用業強化委員会の中間報告及び今後の対応について

配布資料

資料1 ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会 中間報告書

資料2 資産運用業強化委員会の中間報告及び今後の対応について

議事概要

報告 1. 「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」の検討内容について
ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会 三好委員長より、資料1「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会 中間報告書」の内容について報告がなされた後、質疑応答が行われた。

(問) 併合は販売会社の合意がないと進みにくい。システム含めた事務負担にコストがかかる。運用会社と販売会社が同じグループの場合は、グループ戦略があるかもしれないが、独立系の運用会社にとっては、ファンドが販売会社によって違うなかで、販売会社にとって併合することが顧客の最善の利益になる理由がないと、(併合を)進めることが難しい。その点についてのディスカッションはあったのか。

(答) 検討小委員会では、各社マターの戦略に係る点についての踏み込んだ議論をしていない。ただ、(併合について)顧客に説明する観点からは、合理的な理由付けが必要である。「運用会社として業務を全うするには、(併合を)しなければならぬ」と話をする上では、各社マターでそれについての基準を作るなど、丁寧な対応を行わなければならない。その際、二つのものを一つにするとか、信託銀行が同一でなければならないとか、翌日には基準価額を計算しなければならないということになると、対象が限定され、実質的に(併合は)できなくなってしまう。そこで、実務要綱は(併合に係る)自由度を上げた形でまとめたが、併合を行うかどうかの判断は、伴う事務リスクを考えながら経営判断をしていただきたい。(議論の)考え方として、委託会社だけではなくて、信託銀行、販売会社も含めて、共通で対応しなければならない点を今回議論したが、個別の戦略に関わる点は、あえて議論を行わなかった。

(意見) 併合について議論を行い、実務要綱を改定したことで、入口の段階のハードルは下がった。運用会社サイドの実務は整理ができた。ファンド次第ではあるが、運用会社の中で、これをもってトライする社が出てくることを期待したい。次は、(併合を)行うにあたって、販売会社と実際に議論を始め、そこで具体的な費用の問題などが出れば、次の議論が始まっていくだろう。第一歩としては、間違いなく前進した。

(意見) 次の段階として危惧されるのは、販売会社のシステムの点。現状では、各社がそれぞれ複数のソリューションベンダーと話し合う。そうするとコ

ストが高くなるのではないか。共通基盤の部分はどうするかについて、今回の検討には、販売会社、委託会社、信託銀行に加え、ソリューションベンダーも参加していたので、これで一つのインフラを構築することができる。ソリューションベンダーは併合についてどのくらいの見込みがあるのか推測し、そのシステム開発に、コストをどのくらいかけるかを、考えることができるであろう。しかし、それを個社マターでしていくと、非常に高いものになってしまう。中間報告で一旦この会合は終わるが、販社のシステムをどのように運用会社につなげていくかなど、事務スキームの中に落としていくための検討が、コストを一番下げる方法だと思うので、引き続きこうした検討が必要ではないか。

(問) 併合や基準価額の点について、確定拠出年金（DC）との関係ではどのように検討したのか。DCの場合は、個別の人がいくら持っているのかという持ち分の情報は、販売会社にはなく、運営管理機関が持っている。すると、併合等では、運営管理機関も巻き込んだ作業が必要になる。基準価額の点も、齟齬があってお金を返さなければならない場合には、運営管理機関経由で個別の個人情報をいただき、口座がないため直接お金を返さなければならない。DC部分が今後増えてくるとなると、こちらの事務負担もある。そうした点について議論はあったのか。

(答) NISA、DC といった制度にフォーカスをあてた議論はできていない。過去にあった事務フローを再検討して、実務要綱が出来上がった。それによって委託会社としてのスキームはできた。基本的にはまず王道のところをやっていただけのが良いと思う。事務リスクにも備えて併合の実績を作っていただきながらバリエーションを増やしていくのが良いのではないか。

(問) 外投を組み入れて FoF's 形式にしているものがある。実質的に短期資産と外投の二銘柄にだけ投資しているが、この外投の部分の公正価値についての議論はあったのか。

(答) 商品性に関わる点については議論していない。あくまでもビジネス環境の整備ということで、事務フローを中心に、システム化の可能性も含めて検討した。議論にあたり、法制度を変えなければならない議論は棚上げし、現行法の中で考えることとした。現行法の中でも税制に関わる問題は色合いが違うので別とした。また、個社の戦略に関わる点については取り上げていない。

(意見) 検討小委員会の報告がまとめられたことに対して、関係者の努力に感謝する。併合の点では、委託者、受託者、販売会社、関係者が集まって実務要綱が改定されたことは大変有意義な話。実務要綱ができたのは良いことだが、それをどのようにして実施に移していくか、実施の効果がこれから問われる。今後どのように併合が進むのか、どのような形で進んでいくのか、フォローアップさせていただきたい。中期的、長期的に難しい課題がまだあり、実体的にはシステムの点が指摘されているが、今回は中間報告であると認識している。新しい体制での検討を、関心もって見ていきたい。

議事 1. 資産運用業強化委員会の中間報告及び今後の対応について

事務局より、資料2の内容について説明が行われ、当委員会の中間報告書のとりまとめ及び今後の対応について、委員より了承された。

(事務局) 引き続き検討を要したり、考え方をもう少しまとめていくという課題が多く残されている。大雑把に整理すると、法制面やガバナンスに関わる点と、ビジネスに関わる点がある。ガバナンスの点では、どういう時に併合や繰り上げ償還を行うのか、各社の戦略で対応するのが基本ではあるが、協会全体として何か考えていく必要があるのかないのか、大きな問題である。議論を通じて痛感したが、投資信託委託会社にはどういう責任があり、信託銀行がどういう責任を持っていて、どういう考え方を整理すれば、どちらの責任にはどういうことができるのか、より法律的な観点から詰めていく必要がある。それによって、少なくとも法制面から出てくる問題が解決され、それが実務の対応を容易にするのではないかと感じた。従って、そうした整理をしていく必要がある。すでに、様々な制度や制度の改正によってビジネスとしての取組みがなされ、いろいろな実務が成り立っている。それをどういった形で効率化していったらいいのか、できればビジネスの中で、効率化の環境がおのずと整っていけばいいと思うが、それはなかなか難しい面があると思う。関係者が集まって議論していくことが有意義だというご指摘もあったので、こうした形のものは続けていく必要があると思う。会議体の形としては、協会の体制も変わる中で、その中でもう一度整理して考え、残った課題について積極的に取り組んでいきたい。協会としてできることは、ぜひ進めていきたい。どうしたら効率的にこうした議論を進められるのか、ご意見があればいただきたい。